

平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛 史
(コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社連結子会社（株式会社ウォーターダイレクト及び株式会社エフエルシー）における
経営統合の合意等に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社ウォーターダイレクト（本社：山梨県富士吉田市、代表取締役 樋口宣人、東証第 2 部 コード番号：2588、以下「ウォーターダイレクト」といいます。）と、同じく当社の連結子会社である株式会社エフエルシー（本社：東京都渋谷区、代表取締役 萩尾陽平、以下「エフエルシー」といいます。）は、平成28年4月15日開催のウォーターダイレクトの取締役会及び平成28年4月14日開催のエフエルシーの取締役会の決議により、株式交換及び会社分割による持株会社体制への移行による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本経営統合の概要等

(1) 持株会社体制への移行のスキーム

本経営統合は、ウォーターダイレクトとエフエルシーが持株会社体制に移行し、両社が展開するウォーターサーバーのブランドの統合を図るものであり、スキームとしては、(i) ウォーターダイレクトを株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、同時に、(ii) 本株式交換の効力が発生することを条件として、ウォーターダイレクトにおいて、同社の宅配水事業に係る権利義務の全部を、ウォーターダイレクトが新設する完全子会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を実施するとともに、(iii) ウォーターダイレクトの商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」（以下、本会社分割及び商号変更後の本分割準備会社を「新生ウォーターダイレクト」といいます。）にそれぞれ変更することで、新生ウォーターダイレクトとエフエルシーを、上場会社である持株会社（株式会社プレミアムウォーターホールディングス）の子会社とする持株会社体制へ移行することにより行われるものです。

詳細は、平成28年4月15日付にてウォーターダイレクトが開示しております「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」（以下「本経営統合リリース」といいます。）をご参照ください。

(2) 当社による新株予約権の行使

本経営統合に先立って、ウォーターダイレクトにおいて、同社の資本増強及び資金調達を目的として、新株予約権の株主割当て（以下「本新株予約権割当て」といい、これによりウォーターダイレクトが発行する新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が実施される予定ですが、当社は、本株式交換の効力が発生することを条件として、当社及び当社の連結子会社である株式会社総合生活サービス（以下「総合生活サービス」といいます。）に対して本新株予約権割当てにより割り当てられたウォーターダイレクトの本新株予約権の全部を行使し、行使に伴う払込みを行う予定であり、当社は、当該意向を、ウォーターダイレクトに対し、本日付にて書面により表明しております。本新株予約権割当ての詳細は、平成28年4月15日付にてウォーターダイレクトが開示しております「新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ」（以下「本新株予約権割当てリリース」といいます。）をご参照ください。

なお、当社は、下記（3）に記載の通り、ウォーターダイレクトの要請に応じて、ウォーターダイレクトの

普通株式（以下「ウォーターダイレクト株式」といいます。）及び新株予約権（本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を含みます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、本公開買付けの結果、ウォーターダイレクトの新株予約権を取得する可能性があります。ウォーターダイレクトの発行済み又は発行予定の新株予約権のうち、（i）第3回新株予約権については、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、当社が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、（ii）第4回新株予約権については、当社がその全てを保有しており、当社は本公開買付けにより買い付けることができないこと、（iii）本新株予約権については、下記（3）に記載のとおり、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主にウォーターダイレクト株式が割り当てられることにより、ウォーターダイレクトの既存株主様の持株比率が希薄化することから、少数株主様の権利の保護の観点から、ウォーターダイレクトからの要請に応じて本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会を提供するという本公開買付けの趣旨に照らし、また、現時点では、本新株予約権割当てにより当社又は総合生活サービスに割り当てられた本新株予約権を行使する以上の追加的な出資をする予定はないことから、本公開買付けによって取得した新株予約権を行使することは予定しておらず、その意向も併せて、上記本日付書面によりウォーターダイレクトに対して表明しております。

（3）当社による公開買付けの実施

上記（2）記載の本新株予約権割当てによって、ウォーターダイレクトにおいて資本増強が図られるものの、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は本株式交換によりエフエルシーの株主にウォーターダイレクト株式が割り当てられることにより、ウォーターダイレクトの既存株主様の持株比率が希薄化することから、ウォーターダイレクトは、少数株主様の権利の保護について検討し、より手厚い少数株主保護のため、当社に対し、本公開買付けの実施の要請（以下「本要請」といいます。）を行いました。

ウォーターダイレクトによれば、本経営統合における本株式交換及び本会社分割においては、本経営統合に反対のウォーターダイレクトの株主様は、会社法に定められた手続きにより株式買取請求をさせていただくことで、保有されているウォーターダイレクト株式を公正な価格で換金することができますが、ウォーターダイレクトとしては、少数株主様の権利の保護の観点から、本経営統合に影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することも、少数株主様の権利の保護に資すると考えているとのことです。また、本新株予約権については、本株式交換及び本会社分割においては、会社法に定められた新株予約権買取請求権はないため、金銭の払込みを行わない本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本新株予約権の売却の機会を提供することが、本新株予約権に係る本新株予約権者の保護に資すると考えているとのことです。

以上より、ウォーターダイレクトは、当社に対して、本要請を行うこととしたとのことです。

当社としては、ウォーターダイレクト及びエフエルシーの行っている宅配水事業の将来性を評価しており、本経営統合により、両社は現在の体制に比べて事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、現在の新規顧客獲得数の傾向からみて、本経営統合後の持株会社は、その連結子会社とあわせてグループとして、宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになることが見込まれると考えているため、本経営統合に対して賛成の立場であり、かかる本経営統合を円滑に進めるために少数株主保護の施策を採るという趣旨にも賛同できるため、ウォーターダイレクトが本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに、本株式交換及び本会社分割に係る議案がウォーターダイレクトの臨時株主総会で承認されることを条件として、本要請に応じる予定であり、当社は、ウォーターダイレクトに対し、本要請に応じる旨の意向を本日付にて書面により表明しております。

本公開買付けに係る条件の概要は、以下の通りであり、確定次第、お知らせいたします。

買付者	: 当社
対象者	: ウォーターダイレクト
買付予定の株券等	: 普通株式及び新株予約権（本新株予約権割当てにより割当てがなされた本新株予約権を含みます。）
買付予定株式数	: 上限 なし、下限 なし
公開買付開始取締役会決議・開示日	: 平成 28 年 5 月 16 日（予定）
買付け等の期間	: 平成 28 年 5 月 17 日（予定）から平成 28 年 6 月 29 日まで（32 営業日）（予定） ※本新株予約権割当てにより割当てがなされる本新株予約権を本公開買付けに応募することができる期間で公開買付期間を定める予定です。
買付け等の価格	: 普通株式 1 株当たりの買付け等の価格は、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権の目的となる株式 1 株当たり行使価額に 101% を乗じた金額を下限とし、市場平均株価等（本経営統合発表前の直近の日である平成 28 年 4 月 14 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるウォーターダイレクト株式の、算定基準日における終値、及び算定基準日までの直近最大 6 ヶ月間の各取引日における終値単純平均値等を含みます。）を勘案して、決定いたします。 第 3 回新株予約権は、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、当社が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、及び、第 4 回新株予約権については当社がその全てを保有しており、当社は本公開買付けにより買い付けることができないことに鑑み、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格は、それぞれ 1 個当たり 1 円とする予定です。 本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格は、普通株式 1 株当たりの買付け等の価格と本新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする予定です。

なお、本公開買付けにおいて、当社がウォーターダイレクトの新株予約権を取得した場合、ウォーターダイレクトの発行済み又は発行予定の新株予約権のうち、（i）第 3 回新株予約権については、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、当社が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、（ii）第 4 回新株予約権については、当社がその全てを保有しており、当社は本公開買付けにより買い付けることができないこと、（iii）本新株予約権については、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主にウォーターダイレクト株式が割り当てられることにより、ウォーターダイレクトの既存株主様の持株比率が希薄化することを考慮した上で、少数株主様の権利を保護する目的で、ウォーターダイレクトからの本要請に応じて本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会を提供するという本公開買付けの趣旨に照らし、また、現時点では、本新株予約権割当てにより当社又は総合生活サービスに割り当てられた本新株予約権を行使する以上の追加的な出資をする予定はないことから、本公開買付けによって取得した新株予約権を行使することは予定しておりません。

また、本公開買付けは、ウォーターダイレクトからの本要請に基づき本経営統合に際してウォーターダイレクトの少数株主様の保護のための施策として実施するものであるため、買付けを行う株券等の数に上限を設定せずに行いますが、その結果、ウォーターダイレクト株式の上場する東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従い、上場廃止となる可能性があります。当社は、ウォーターダイレクト株式の上場廃止を企図しておりませんので、本公開買付けの結果、ウォーターダイレクト株式が当該上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社はウォーターダイレクトとの間で、立会外分売や売出し等の上場廃止回避のための対応について、誠実に協議し、ウォーターダイレクト株式の上場維持に向けた方策を実行する予定です。なお、上記方法の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

また、ウォーターダイレクトによれば、同社は、平成 28 年 4 月 15 日に、同社の独立役員から、当社が本公開買付けを実施した場合には、本公開買付けの実施について賛同すること、またウォーターダイレクトの株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについてはウォーターダイレクトの株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見表明を行うことはいずれも相当と考えられ、かつ、ウォーターダイレクトの少数株主にとって特段不利益

とは考えられないとする意見書を取得したとのことです。

ウォーターダイレクトによれば、ウォーターダイレクトは、かかる意見書並びに当社及びウォーターダイレクトから独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)から取得したウォーターダイレクト株式の価値の算定結果を踏まえ、本公開買付けは、ウォーターダイレクトからの本要請に応じて行われるものであり、本公開買付けに係る買付け等の価格については、(i)本公開買付けに係るウォーターダイレクト株式の買付け等の価格が、本新株予約権の行使価額(注1)の101%を下限とし、本経営統合発表前の市場平均株価(注2)を勘案して決定されるため、ウォーターダイレクトが取得したプルータス・コンサルティングによる市場株価法でのウォーターダイレクト株式に係る株式価値の評価額(493円～507円)を下回らず、かつ、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準であること、(ii)株主様のご判断によっては会社法に定める反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく選択肢が増えるメリットがあること、(iii)公開買付者である当社が本公開買付けにおいてウォーターダイレクト株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後もウォーターダイレクト株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けによって、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することができ、少数株主様の権利の保護に資するため、ウォーターダイレクトからの本要請の趣旨に適うものであるとのことです。したがって、ウォーターダイレクトは、当社が本公開買付けを実施した場合には、本公開買付けの実施について賛同する旨の意見を表明するべきと考えているとのことです。但し、ウォーターダイレクトの少数株主様の権利を保護するという本要請の趣旨に鑑み、本経営統合に反対されない株主様には、ウォーターダイレクト株式の応募を推奨する趣旨ではないことや、本公開買付け後もウォーターダイレクト株式の上場は維持される方針であることから、ウォーターダイレクトの株主の皆様がウォーターダイレクト株式を本公開買付けに応募するか否かについてはウォーターダイレクトの株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考えているとのことです。

(注1) 行使価額は本新株予約権の発行決議日の前日のウォーターダイレクト株式の株価終値や、ウォーターダイレクト株式の直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の株価終値の単純平均値を総合的に勘案した結果、507円としているとのことです。詳細は、本新株予約権割当てリリースをご参照下さい。

(注2) 「市場平均株価」とは、平成28年4月14日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるウォーターダイレクト株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値をいいます。

なお、ウォーターダイレクトによれば、本公開買付けの対象にはウォーターダイレクトの発行する新株予約権も含まれる予定ですが、当該新株予約権のうち、(i)第3回新株予約権については、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、当社が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、(ii)第4回新株予約権については、当社がその全てを保有しており、当社は本公開買付けにより買い付けることができないことに鑑み、ウォーターダイレクトは第三者算定機関に対してこれらの新株予約権の価値算定を依頼しておらず、これらの新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本公開買付けが行われた場合、これらの新株予約権の保有者の皆様の本公開買付けにこれらの新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考えているとのことです。また、ウォーターダイレクトによれば、本新株予約権については、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が、普通株式1株当たりの買付け等の価格と本新株予約権の目的となる株式1株当たりの行使価額との差額とされる予定であることから、(i)本公開買付けに本新株予約権を応募した場合と本新株予約権の行使により交付されるウォーターダイレクト株式を本公開買付けに係るウォーターダイレクト株式の買付け等の価格と同額で市場売却した場合に得られる経済的利益は同じであること、(ii)本公開買付けに本新株予約権を応募した場合には、無償で取得していただいた本新株予約権を本新株予約権の買付け等の価格にて売却し換金していただくことができることに鑑み、本新株予約権の保有者であるウォーターダイレクトの株主の皆様が本公開買付けに本新株予約権を応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考えているとのことです。

2. 関係当事者の概要（平成28年4月15日現在）

(1) 名 称	株式会社ウォーターダイレクト	株式会社エフエルシー
(2) 所在地	山梨県富士吉田市上吉田 4597 番地の 1	東京都渋谷区神宮前一丁目 4 番 16 号 神宮前 M-SQUARE 3F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役執行役員社長 樋口 宣人	代表取締役社長 萩尾 陽平
(4) 事業内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配	各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営
(5) 資本金	1,254,876 千円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	100,000 千円
(6) 設立年月日	平成 18 年 10 月	平成 16 年 2 月
(7) 発行済株式数	8,301,400 株 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	普通株式 25,782 株 A種優先株式 56 株
(8) 決算期	3 月末	2 月末
(9) 従業員数	223 名 (連結) (平成 28 年 3 月 31 日現在)	266 名 (連結) (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	四国化工機株式会社 プレミアムウォーター株式会社 他	株式会社ウォーターダイレクト テレコムサービス株式会社 他
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社りそな銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社総合生活サービス 37.5% 当社 15.9% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限組合 13.0% ピグマリオン1号投資事業有限責任組合 4.1% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズP2号投資事業組合 3.3% (平成 28 年 3 月 31 日現在)	普通株主 株式会社コンタクトセンター 69.3% 当社 9.7% 萩尾 陽平 6.4% 金本 彰彦 3.9% 株式会社サイサン 1.9%
		A種優先株主 株式会社コンタクトセンター 100%
(13) 当社との当事会社との関係（平成 28 年 3 月 31 日現在）		
資本関係	当社は、ウォーターダイレクトの発行済株式総数の 53.4%（間接保有分を含む）、エフエルシーの発行済株式総数の 78.9%（間接保有分を含む）を保有しております。	
人的関係	ウォーターダイレクトの取締役 10 名のうち 3 名は、当社の役員又は従業員であります。また、当社の従業員 2 名がウォーターダイレクトに出向しております。エフエルシーとの間には、該当事項はございません。	
取引関係	該当事項はございません。	
関連当事者への該当状況	ウォーターダイレクト及びエフエルシーは、当社の連結子会社であり関連当事者に該当します。	

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期 (千円)	ウォーターダイレクト (連結)			エフエルシー (連結)		
	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期
純 資 産	—	—	2,253,485	△393,179	275,495	30,667
総 資 産	—	—	8,330,562	3,568,744	3,882,648	3,164,267
1 株当たり純資産(円)	—	—	270	△18,627	12,164	1,286
売 上 高	—	—	10,051,510	15,048,564	12,859,551	8,973,476
営 業 利 益	—	—	159,889	△262,793	548,090	△352,403
経 常 利 益	—	—	130,691	△305,369	466,406	△413,012
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	—	—	27,004	△369,201	222,185	△478,056
1 株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△)	—	—	3.32	△17,803.96	10,003.12	△20,981.13
1 株当たり配当金 (円)	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) ウォーターダイレクトは平成 27 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。ウォーターダイレクトの平成 28 年 3 月期、エフエルシーの平成 28 年 2 月期の業績見込みについては、本経営統合リリースの「(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績」をご参照ください。

以 上